

令和8年度・第4回農業委員会総会議事録

開催日 令和8年7月24日(金) 13:00～

開催場所 S S プラザ川内 301～303 会議室

出席委員 (18名)

議席 番号	委員名	議席 番号	委員名	議席 番号	委員名
1	回 孝行	2	中原 良治	3	下茂 正憲
4	田島 洋輝	5	乙須 紀文	6	新屋 純子
7	永留 智史	8	小園 光男	9	西 裕一郎
10	梶原 拓二	11	岩永 文子	12	薬師寺 しげ子
13	磯道 博和	14	木場 祐二郎	15	小城 義己
16	有馬 康夫	17	山路 一浩	18	豊田 孝之
19	別府 生次				

欠 員 (0名)

欠席委員 (1名)

遅刻委員 (1名)

出席推進委員 (19名)

議席 番号	委員名	議席 番号	委員名	議席 番号	委員名
21	前田 千代子	22	福壽 久雄	23	萩元 輝彦
24	紺屋 裕之	25	井ノ下 正明	26	鬼塚 幸男
27	上小川 文男	28	田中 浩徳	29	竹田 栄次
30	森園 知	31	辻 孝一郎	32	古川 梓
33	濱田 守	34	馬渡 義文	35	永吉 康之
36	春田 実	37	早崎 麻美子	38	青崎 昌己
39	中川 大樹	40	廣庭 吉辰	41	徳永 正幸

欠席推進委員 (2名)

事務局出席者 森局長・梶原代理・福永主幹・長沼G長・田上G員・松下G員

薩摩川内市農業委員会会議規則第14条の規定によって、ここに署名する。

議長 (農業委員会会長) _____ ⑩

議事録署名者 _____ 8 番 ⑩

_____ 10 番 ⑩

議事録作成者 _____ 局長代理 ⑩

令和８年度・第４回農業委員会総会議事録

議事日程「諸般の報告」

1 報 告

- 報告第 8 号 農地形質変更届の専決処分について
- 報告第 9 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知の専決処分について
- 報告第 10 号 非農地証明発行の専決処分について

2 議 事

- 議案第 31 号 農地法第 4 条の規定による農地等の転用許可申請承認について（知事処分）
- 議案第 32 号 農地法第 5 条許可申請書の取下げ願いの承認について
- 議案第 33 号 農地法第 5 条の許可指令書の取消し願いの承認について（知事処分）
- 議案第 34 号 農地法第 5 条の規定による農地等の所有権移転・売許可申請承認について（知事処分）
- 議案第 35 号 農地法第 5 条の規定による農地等の賃借権設定許可申請承認について（知事処分）
- 議案第 36 号 農地法第 5 条の規定による農地等の所有権移転・贈許可申請承認について（知事処分）
- 議案第 37 号 非農地証明願承認について
- 議案第 38 号 農地法第 3 条の規定による農地等の所有権移転・売許可申請承認について
- 議案第 39 号 農地法第 3 条の規定による農地等の所有権移転・贈許可申請承認について
- 議案第 40 号 農用地利用集積等促進計画案（農地中間管理権設定）の意見決定について

3 その他

- (1) 8 月総会の日程について
- (2) その他

【開始 13 : 00】

議長 第3回総会後の経過を踏まえて「あいさつ」

議長 ただ今から、第4回薩摩川内市農業委員会総会を開催いたします。
局長に委員の出席状況を報告させます。

局長 委員の出席状況について、報告いたします。

定数19名、現在員数19名、出席委員17名、欠席委員は1名
で、7番：永留智史委員であり、欠席届が提出されております。また、
9番：西裕一郎委員から遅刻するとの届出を受けています。

なお、本日出席の農地利用最適化推進委員は19名です。

欠席委員は2名で、33番：濱田守委員、39番：中川大樹委員
であり、欠席届が提出されております。以上で報告を終わります。

議長 お聞きのとおり、本会は農業委員等に関する法律第27条第3項
の規定により、出席委員は過半数に達しているため有効に成立いた
しました。それでは本日の総会を、会次第により進めて参ります。

議長 はじめに、主要事務処理経過報告について、事務局の説明をお願い
します。

梶原代理 主要事務処理経過報告について説明いたします。

総会資料の1ページをお開きください。

6月29日、農業委員会活動評価検討会及び鹿児島県農業委員会
女性委員の会第1回理事会が、マリンプレスかごしまでで開催され、
薬師寺委員が出席しました。

8日と9日がそれぞれ定例の現地調査です。

10日、農業者年金加入推進会議及び農地利用状況調査推進会議
を本庁601会議室で開催しました。

また、同日、新規就農者を励ます会及びニューファーマーズ営農
開校式が、宮之城ひまわり館で開催され、会長が出席しました。

14日、本庁401会議室で農業委員会だより編集委員会、その
終了後、第3回運営委員会が開催され、会長以下、運営委員が出席
しております。

16日、農業者と農業委員との意見交換会を東郷公民館で開催さ

れ、運営委員及び東郷地域の農業委員、推進委員が出席しております。

そして、本日、第４回農業委員会総会が SS プラザせんだいで開催となっております。以上、説明を終わります。

議 長 6月29日の農業委員会活動評価検討会及び鹿児島県農業委員会女性委員の会 第1回理事会に薬師寺委員が出席しておりますので、ご報告をお願いします。

薬師寺委員 12番、薬師寺が6月29日午前10時より、鹿児島マリンパレスで、令和8年度農業委員会活動評価検討会及び女性委員の会理事会に出席しましたので、報告いたします。

活動評価検討会では、農地を巡る課題について、女性登用促進についての話し合いを各農業委員会での状況についての情報交換会を行いました。理事会では、今年は、鹿児島支部が担当で、8月31日、9月1日、シーサイドガーデンホテルで総会及び研修会が開催されますので、鹿児島支部の理事から日程スケジュールの説明があり、女性委員の参加をお願いされました。以上で報告を終わります。

議 長 以上、主要事務処理経過報告がございましたが、何か御質疑ございませんか。

委 員 (なしの声あり)

議 長 「なし」ということですので、主要事務処理経過報告を終わります。
次は、議事録署名者の選任ですが、こちらの方で指名してもよろしいでしょうか。

委 員 (はいの声あり)

議 長 ご異議ございませんので、8番：小園光男委員、10番：梶原拓二委員にお願いいたします。それでは、さっそく、会次第5の報告に入らせていただきます。

初めに、報告第8号「農地形質変更届の専決処分について」を議題とします。事務局の内容説明をお願いします。

梶原代理 報告第 8 号を説明いたします。資料は 2 ページをご覧ください。
位置図、調査表は備考欄をご参照ください。

今月の申請は、受理番号 2 番の 1 件で、登記地目 畑 1 筆 20
㎡の届出がありました。

内容といたしましては、農業用倉庫を設置するための届出となります。
自ら耕作している農地であり、敷地面積が 200 ㎡以下である
ため、農地転用許可は不要となります。

従いまして、現地調査の結果、被害防除計画は妥当性があると認
められることから、薩摩川内市農業委員会 農地の形質変更に伴う
周辺農地等への被害防除対策実施要領 3 の規定より、処理いたしま
したので報告いたします。以上で報告第 8 号に係る説明を終わります。

議 長 ただ今、事務局より報告第 8 号の説明が終わりました。これにつ
きまして、何か御質疑、御意見はございませんか。

委 員 (なしの声あり)

議 長 質疑がありませんので、報告第 8 号を終ります。
次に、報告第 9 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約
通知について」を議題とします。事務局の内容説明をお願いします。

梶原代理 報告第 9 号を説明いたします。資料は 3 ページをから 4 ページご
覧ください。今月の合意解約は受理番号 93 番から 96 番までの 4
件で、登記地目 田 7 筆 6, 131 ㎡、畑 1 筆 651 ㎡、合計 8 筆
6, 782 ㎡の合意解約通知がありました。

このうち、農地流動化促進事業補助金の返納は 2 件です。薩摩川
内市農業委員会規則第 5 条第 1 項第 3 号の規定に基づき、処理いた
したので報告いたします。以上で、報告第 9 号に係る説明を終
ります。

議 長 ただ今、事務局より報告第 9 号の説明が終わりました。これにつ
きまして、何か御質疑、御意見はございませんか。

委 員 (なしの声あり)

議 長 質疑がありませんので、報告第 9 号を終わります。

次は、報告第 10 号「非農地証発行の専決処分について」を議題とします。事務局の内容説明をお願いします。

梶原代理 報告第 10 号を説明いたします。資料は 5 ページから 11 ページをご覧ください。今月の証明発行願いは、受理番号 39 番から 57 番までの 19 件で、登記地目 田 32 筆 25, 775 m²、畑 38 筆 32, 025 m²、合計 70 筆 57, 800 m²の証明発行願が提出されました。

非農地の議決内容につきましては、備考欄の議決日、議決番号をそれぞれご参照ください。何れも農地法第 2 条第 1 項に規定する農地では無いことを証明する非農地判断議決済みであり、申請には妥当性があると認められることから、薩摩川内市農業委員会非農地証明書の発行基準 5 の規定により処理いたしましたので報告いたします。以上で、報告第 10 号に係る説明を終わります。

議 長 ただ今、事務局より報告第 10 号の説明が終わりました。これにつきまして、御質疑、御意見はございませんか。

委 員 (なしの声あり)

議 長 質疑がありませんので、報告第 10 号を終わります。
それでは、会次第 6 の議事に入らせていただきます。

議 長 まず、議案第 31 号「農地法第 4 条の規定による農地等の転用許可申請承認について」を議題といたします。事務局から提出状況の報告をお願いします。

長沼 G 長 議案第 31 号の提出状況を報告いたします。

資料は、12 ページをご覧ください。今月は、受理番号 4 番の 1 件で、登記地目 畑 1 筆 144 m²の申請がありました。以上で提出状況の報告を終わります。

議 長 ここで、事前に申請地の現地調査を行っていますので、調査員の報告をお願いします。

下茂委員 3 番、下茂が、4 番を報告します。7 月 9 日、上小川推進委員と事務局：梶原・松下職員と現地調査を実施しましたので、報告します。農地判定の根拠及び位置図・調査表につきましては、備考欄をご参照ください。

申請地の現況は、施工済みで砂利敷きになっていました。転用目的は進入路となります。仮換地実測面積は 9 2 . 0 5 m²です。

平成 2 4 年頃 3 月頃に申請人の父が農地転用制度を知らずに工事をしてしまい、施工済みのため始末書が添付されています。

申請書に添付してあります被害防除計画書には妥当性があり、現地調査の内容は、調査票に記載してあるとおりです。

以上、転用許可法令一般基準、各項による書類審査及び現地調査を行い、農地法関係法令には抵触せず許可相当と判断しました。以上で報告を終わります。

議 長 ただ今、調査員の報告が終わりました。質疑に入ります。御質疑ございませんか。

委 員 （なしの声あり）

議 長 ないようですので、採決いたします。
議案第 3 1 号については、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

委 員 （全委員挙手）

議 長 賛成全員であります。議案第 3 1 号は、原案のとおり承認されましたので、意見を付して、鹿児島県知事に書類を進達することに決定いたします。

議 長 次に、議案第 3 2 号「農地法第 5 条許可申請書の取下げ願いの承認について」を議題といたします。事務局の内容説明をお願いします。

長沼 G 長 議案第 3 2 号を説明いたします。
資料は、1 3 ページをご覧ください。

今月の申請は、受理番号２番と３番の２件で、登記地目 田４筆
6 9 4 m²の農地法第５条許可申請書の取下げ願がありました。

内容といたしましては、いずれも、令和８年５月２６日開催の第
２回総会で許可相当で意見決定し、県に進達していた議案第１４号
１１番「特定建築条件付売買予定地・通路」と議案第１４号１２番
「一般住宅」について、申請人から、行政庁の許可等の処分見込み
が必要となる「宅地造成及び特盛土規制法」に係る許可申請につい
て、許可の見込みが立たず、時間を要するため、申請を取下げたい
と申し出があり、今般申請書の取下げ願が提出されたものです。

以上で議案第３２号に係る説明を終わります。

議 長 ただ今、事務局の説明が終わりました。
質疑に入ります。御質疑ございませんか。

委 員 （なしの声あり）

議 長 ないようですので、採決いたします。
議案第３２号については、原案のとおり承認することに賛成の方
の挙手を求めます。

委 員 （全委員挙手）

議 長 賛成全員であります。議案第３２号は、原案のとおり承認されま
したので、意見を付して、鹿児島県知事に書類を進達することに決
定いたします。

議 長 次に、議案第３３号「農地法第５条指令書の取消し願いの承認に
ついて」を議題といたします。事務局の内容説明をお願いします。

長沼 G 長 議案第３３号を説明いたします。
資料は、１４ページをご覧ください。

今月の申請は、受理番号２番の１件で、登記地目 田３筆２，５
7 4 m²の農地法第５条許可指令書の取消し願がありました。

令和７年２月２５日開催 第２３回総会で意見決定し、令和７年
６月２５日付け 指令農振第１００５－１００号で転用目的「店
舗・駐車場」で許可を受けましたが、許可後、転用実行者が、社会

的理由により事業計画を見直しすることとなり、当該計画を中止したいため、申請がなされたものです。

以上で議案第33号に係る説明を終わります。

議長 　ただ今、事務局の説明が終わりました。
質疑に入ります。御質疑ございませんか。

徳永委員 　41番、徳永です。9月26日の総会で決定されたということで書いてありますが、その時点で、行政庁の許可及び処分の必要となるということを、住宅を売る時に、その業者とかが全然知らずに申請だけして、ダメだったという事例なののでしょうか。

長沼G長 　はい、議長。回答いたします。もともとの案件が、5月総会分で4月末に申請書が提出されています。3月に相談があって、現地を確認して、計画では田んぼなので、道路付きにするまで、嵩上げる必要がありました。

その中で、盛土規制法の申請が必要である旨、3月に結果と協議をして、本申請許可をもらうように促したのですが、行政書士の方が手続きを怠ったというのが一番の原因です。

実際に4月に申請されているのですが、添付されている申請書の書類が3カ月を過ぎてしまうため、今回取下げて、盛土規制法の本申請の目途がたってから、申請してくださいということで、今回、取下げされたという流れです。

徳永委員 　色々な方が入られて、順番を間違っているという形で、こういうことがないように、指導をお願いしたいと思います。

長沼G長 　この案件があったものですから、農地転用の許可を出すにあたって、盛土規制法がおりないと農転も同時許可になるものですから、事前協議を済ませ、総会にかけるときまでに県の方に本申請を出すように、川薩地区の行政書士会に通知を出しております。

議長 　ほかに御質疑ございませんか。

委員 　（なしの声あり）

議長 ないようですので、採決いたします。
議案第 33 号については、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

委員 (全委員挙手)

議長 賛成全員であります。議案第 33 号は、原案のとおり承認されましたので、意見を付して、鹿児島県知事に書類を進達することに決定いたします。

議長 まず、議案第 34 号「農地法第 5 条の規定による農地等の所有権移転・売許可申請承認について」を議題といたします。事務局から提出状況の報告をお願いします。

長沼 G 長 議案第 34 号の提出状況を報告いたします。
資料は、15 ページから 16 ページをご覧ください。
今月は、受理番号 37 番から 40 番までの 4 件で、登記地目、田 6 筆 2, 667 m²、畑 1 筆 351 m²の申請がありました。以上で提出状況の報告を終わります。

議長 ここで、事前に申請地の現地調査を行っていますので、調査員の報告をお願いします。

下茂委員 3 番、下茂が、37 番から 40 番を報告します。調査日・調査員は先ほどのとおりです。農地判定の根拠及び位置図・調査表につきましては、備考欄をご参照ください。

まず、37 番ですが、申請地の現況は、畑であり、耕作されていませんでした。転用目的は一般住宅となります。

次に、38 番ですが、申請地の現況は、畑であり、耕作されていませんでした。転用目的は宅地分譲(5 区画)となります。仮換地実測面積は 1,405.06 m²です。

次に、39 番ですが、申請地の現況は、畑であり、耕作されていませんでした。転用目的は一般住宅となります。仮換地実測面積は 335.20 m²です。

次に、40 番ですが、申請地の現況は、畑であり、耕作されていませんでした。転用目的は資材置場・駐車場となります。仮換地実

測面積は 2 2 2 . 9 3 m²です。

申請書に添付してあります被害防除計画書には妥当性があり、現地調査の内容は、調査票に記載してあるとおりです。以上、転用許可法令一般基準、各項による書類審査及び現地調査を行い、農地法関係法令には抵触せず許可相当と判断しました。以上で報告を終わります。

議長 ただ今、調査員の報告が終わりました。質疑に入ります。御質疑ございませんか。

委員 (なしの声あり)

議長 ないようですので、採決いたします。
議案第 3 4 号については、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

委員 (全委員挙手)

議長 賛成全員であります。議案第 3 4 号は、原案のとおり承認されましたので、意見を付して、鹿児島県知事に書類を進達することに決定いたします。

議長 次に、議案第 3 5 号「農地法第 5 条の規定による農地等の賃借権設定許可申請承認について」を議題といたします。事務局から提出状況の報告をお願いします。

長沼 G 議長 議案第 3 5 号の提出状況を報告いたします。
資料は、1 7 ページをご覧ください。
今月は、受理番号 4 1 番の 1 件で、登記地目 畑 3 筆 2 , 0 8 8 m²の申請がありました。以上で提出状況の報告を終わります。

議長 ここで、事前に申請地の現地調査を行っておりますので、調査員の報告をお願いします。

中原委員 2 番、中原が、4 1 番を報告します。7 月 2 4 日、井ノ下推進委員と事務局 西園・長沼職員と現地調査を実施しましたので、報告

します。農地判定の根拠及び位置図・調査表につきましては、備考欄をご参照ください。

申請地の現況は、畑であり、耕作されていませんでした。転用目的は砂利採取の一時転用の更新で、林地開発に伴う砂利採取法に基づく許可申請と同時許可となります。

一体利用地として、6 1 0 5 番 1 4 9 山林 外 2 7 筆 実測面積 2 2 , 2 0 2 . 8 9 m²と一体利用で総実測面積は、2 4 , 2 9 1 . 5 5 m²になります。

申請地の砂利採取は終了しておりますが、林地開発が令和 9 年度まで継続するため、それまでの間に農地復元するための申請であり、そのため、農地復元誓約書も添付されております。

申請書に添付してあります被害防除計画書には妥当性があり、現地調査の内容は、調査票に記載してあるとおりです。以上、転用許可法令一般基準、各項による書類審査及び現地調査を行い、農地法関係法令には抵触せず許可相当と判断しました。以上で報告を終わります。

議長 　ただ今、調査員の報告が終わりました。質疑に入ります。御質疑ございませんか。

委員 　（なしの声あり）

議長 　ないようですので、採決いたします。

議案第 3 5 号については、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

委員 　（全委員挙手）

議長 　賛成全員であります。議案第 3 5 号は、原案のとおり承認されましたので、意見を付して、鹿児島県知事に書類を進達することに決定いたします。

議長 　次に、議案第 3 6 号「農地法第 5 条の規定による農地等の所有権移転・贈許可申請承認について」を議題といたします。事務局から提出状況の報告をお願いします。

- 長沼 G 長 議案第 36 号の提出状況を報告いたします。
資料は、18 ページをご覧ください。
今月は、受理番号 42 番の 1 件で、登記地目 畑 1 筆 272 m²の申請がありました。以上で提出状況の報告を終わります。
- 議 長 ここで、事前に申請地の現地調査を行っていますので、調査員の報告をお願いします。
- 下茂委員 3 番、下茂が、42 番を報告します。調査日・調査員は先ほどのとおりです。農地判定の根拠及び位置図・調査表につきましては、備考欄をご参照ください。
申請地の現況は、畑で管理されていました。転用目的は祖母から土地を譲り受ける一般住宅となります。申請書に添付してあります被害防除計画書には妥当性があり、現地調査の内容は、調査票に記載してあるとおりです。
以上、転用許可法令一般基準、各項による書類審査及び現地調査を行い、農地法関係法令には抵触せず許可相当と判断しました。以上で報告を終わります。
- 議 長 ただ今、調査員の報告が終わりました。質疑に入ります。御質疑ございませんか。
- 委 員 (なしの声あり)
- 議 長 ないようですので、採決いたします。
議案第 36 号については、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。
- 委 員 (全委員挙手)
- 議 長 賛成全員であります。議案第 36 号は、原案のとおり承認されましたので、意見を付して、鹿児島県知事に書類を進達することに決定いたします。
- 議 長 次に、議案第 37 号「非農地証明願承認について」を議題といたします。事務局から提出状況の報告をお願いします。

長沼 G 長 議案第 37 号の提出状況を報告いたします。

資料は、19 ページから 20 ページをご覧ください。

今月は、受理番号 23 番から 31 番までの 9 件で、登記地目 田 7 筆 5, 499 m²、畑 4 筆 3, 099 m²の申請がありました。以上で提出状況の報告を終わります。

議 長 ここで、事前に申請地の現地調査を行っていますので、調査員の報告をお願いします。

中原委員 2 番、中原が、23 番から 25 番を報告します。調査日・調査員は先ほどのとおりです。また、位置図・調査表につきましては、備考欄をご参照ください。

まず、23 番は、申請地の現況は、平成 8 年以前から耕作しておらず山林化しておりました。

次に 24 番ですが、申請地の現況は、昭和 56 年頃から農業用倉庫として使用しており、宅地化しておりました。

次に、25 番は、申請地の現況は、平成 18 年頃から耕作しておらず原野化しておりました。

いずれも、本市非農地証明書の発行基準を満たし、周辺に影響がないことから、証明書を発行するべきと考えます。以上で、報告を終わります。

下茂委員 3 番、下茂が、26 番から 28 番を報告します。調査日・調査員は先ほどのとおりです。また、位置図・調査表につきましては、備考欄をご参照ください。

まず、26 番ですが、申請地の現況は、令和 2 年頃から耕作されておらず、原野化していました。

次に、27 番ですが、申請地の現況は、平成 30 年頃から耕作されておらず、原野化していました。

次に、28 番について、申請地の現況は、平成 18 年頃から水はけが悪くなり、かつ、鳥獣被害が多いため耕作されておらず、原野化していました。

いずれも、本市非農地証明書の発行基準を満たし、周辺に影響がないことから、証明書を発行するべきと考えます。以上で、報告を終わります。

木場委員 14番、木場が、29番から30番を報告します。7月8日、前田推進委員と事務局：梶原・西菌職員と現地調査を実施しましたので、報告します。位置図・調査表につきましては、備考欄をご参照ください。

まず、29番は、申請地の現況は、平成22年以前から耕作しておらず原野化しておりました。

次に30番ですが、申請地の現況は、平成8年頃から農地への出入りが困難になったため耕作できず、山林化しておりました。

いずれも、本市非農地証明書の発行基準を満たし、周辺に影響がないことから、証明書を発行するべきと考えます。以上で、報告を終わります。

新屋委員 8番 新屋が、31番について、報告します。7月8日、小園委員と事務局：長沼・松下職員と現地調査を実施しましたので、報告します。また、位置図・調査表につきましては、備考欄をご参照ください。

申請地の現況は、平成9年に転出する以前から耕作しておらず、原野化しておりました。本市非農地証明書の発行基準を満たし、周辺に影響がないことから、証明書を発行するべきと考えます。以上で、報告を終わります。

議 長 ただ今、調査員の報告が終わりました。質疑に入ります。御質疑ございませんか。

委 員 （なしの声あり）

議 長 ないようですので、採決いたします。

議案第37号については、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

委 員 （全委員挙手）

議 長 賛成全員であります。議案第37号については、原案のとおり承認いたします。

議 長 次に、議案第38号「農地法第3条の規定による農地等の所有権

移転・売許可申請承認について」を議題といたします。事務局から提出状況の報告をお願いします。

長沼 G 長 議案第 38 号の提出状況を報告いたします。

資料は、21 ページから 22 ページをご覧ください。

今月は、受理番号 42 番から 44 番までの 3 件で、登記地目 田 7 筆 5, 746 m²、畑 1 筆 199 m²の申請がありました。以上で提出状況の報告を終わります。

議 長 ここで、事前に申請地の現地調査を行っていますので、調査員の報告をお願いします。

下茂委員 3 番、下茂が、42 番・43 番を報告します。調査日・調査員は先ほどのとおりです。また、位置図・調査表につきましては、備考欄をご参照ください。

まず、42 番ですが、申請地の現況は、畑であり、耕作されてきました。権利取得後は、野菜等を栽培予定です。

次に、43 番ですが、申請地の現況は、田であり、耕作されてきました。権利所得後は、水稻を栽培予定です。

いずれも新規就農及び規模拡大のための権利取得で、経営意欲も高く、農地法第 3 条第 2 項各号に規定する、農地の取得要件についても審査した結果、機械力・労働力・技術力に係る全部効率要件及び農作業従事日数、集団化、効率的かつ総合的な利用に係る地域調和要件のいずれも抵触しないと認められます。従いまして、いずれの申請地も農地以外の目的で売買されるものではありません。以上のことから許可要件の全てを満たしていると判断し、申請が許可相当と考えます。以上で報告を終わります。

新屋委員 8 番、新屋が、44 番について、報告します。調査日・調査員は先ほどのとおりです。また、位置図・調査表につきましては、備考欄をご参照ください。

申請地の現況は、田であり、耕作されてきました。権利取得後は、水稻を栽培予定です。

いずれも新規就農及び規模拡大のための権利取得で、経営意欲も高く、農地法第 3 条第 2 項各号に規定する、農地の取得要件についても審査した結果、機械力・労働力・技術力に係る全部効率要件及

び農作業従事日数、集団化、効率的かつ総合的な利用に係る地域調和要件のいずれも抵触しないと認められます。従いまして、いずれの申請地も農地以外の目的で売買されるものではありません。以上のことから許可要件の全てを満たしていると判断し、申請が許可相当と考えます。以上で報告を終わります。

議長 　ただ今、調査員の報告が終わりました。質疑に入ります。御質疑ございませんか。

委員 　（なしの声あり）

議長 　ないようですので、採決いたします。
議案第３８号については、原案のとおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。

委員 　（全委員挙手）

議長 　賛成全員であります。議案第３８号は、原案のとおり許可することに決定いたします。

議長 　次に、議案第３９号「農地法第３条の規定による農地等の所有権移転・贈許可申請承認について」を議題といたします。事務局から提出状況の報告をお願いします。

長沼Ｇ議長 　議案第３９号の提出状況を報告いたします。
資料は、２３ページから２４ページをご覧ください。
今月は、受理番号４５番から５２番までの８件で、登記地目　田
８筆４，２６０㎡、畑６筆３，３０４㎡の申請がありました。以上で提出状況の報告を終わります。

議長 　ここで、事前に申請地の現地調査を行っていますので、調査員の報告をお願いします。

中原委員 　２番、中原が、４５番から４８番を報告します。調査日・調査員は先ほどのとおりです。また、位置図・調査表につきましては、備考欄をご参照ください。

まず、４５番は、申請地の現況は、田であり、耕作されていました。権利取得後は、水稻を栽培予定です。

４６番及び４７番は関連がありますので一括して説明します。

４６番・４７番は、申請地の現況は、田であり、耕作されていませんでした。許可後に、田から畑にするために盛土し、農地としての有効利用を図る計画です。権利取得後は、野菜及び果樹を栽培予定です。

４８番は、申請地の現況は、畑であり、耕作されていました。権利取得後は、野菜及び果樹を栽培予定です。また、新規就農のため、営農計画書が添付されています。

いずれも新規就農及び規模拡大のための権利取得で、経営意欲も高く、農地法第３条第２項各号に規定する、農地の取得要件についても審査した結果、機械力・労働力・技術力に係る全部効率要件及び農作業従事日数、集団化、効率的かつ総合的な利用に係る地域調和要件のいずれも抵触しないと認められます。従いまして、いずれの申請地も農地以外の目的で贈与されるものではありません。以上のことから許可要件の全てを満たしていると判断し、申請が許可相当と考えます。以上で報告を終わります。

木場委員 １４番、木場が、４９番から５０番を報告します。調査日・調査員は先ほどのとおりです。また、位置図・調査表につきましては、備考欄をご参照ください。

まず、４９番は、申請地の現況は、畑であり、耕作されていませんでしたが、管理されていました。権利取得後は、サワーポメロ等を栽培予定です。

次に、５０番は、申請地の現況は、田および畑があり、田の２筆、畑１０２６３番４は耕作されており、畑１０８５４番６は、耕作されていませんでしたが、管理されていました。権利取得後は、水稻および野菜を栽培予定です。

いずれも規模拡大のための権利取得で、経営意欲も高く、農地法第３条第２項各号に規定する、農地の取得要件についても審査した結果、機械力・労働力・技術力に係る全部効率要件及び農作業従事日数、集団化、効率的かつ総合的な利用に係る地域調和要件のいずれも抵触しないと認められます。従いまして、いずれの申請地も農地以外の目的で贈与されるものではありません。以上のことから許可要件の全てを満たしていると判断し、申請が許可相当と考えます。

以上で報告を終わります。

礮道委員 13番、礮道が、51番と52番を報告します。7月1日、廣庭推進委員と甕島振興局：井上職員と現地調査を実施しましたので、報告します。また、位置図・調査表につきましては、備考欄をご参照ください。

まず、51番は、申請地の現況は、195番6は畑で管理されていましたが、521番、1241番2は畑、1209番1は田ですが、雑木等が繁茂しておりました。申請者に確認したところ、草払い等を実施して耕作することだったため、5年以上継続して耕作する旨の誓約書を添付するよう指示して提出していただきました。権利取得後は、水稻及び野菜を栽培予定です。

次に、52番は、申請地の現況は、畑であり、耕作されておりました。権利取得後は、野菜及び果樹を栽培予定です。また、新規就農のため、営農計画書が添付されています。

いずれも新規就農及び規模拡大のための権利取得で、経営意欲も高く、農地法第3条第2項各号に規定する、農地の取得要件についても審査した結果、機械力・労働力・技術力に係る全部効率要件及び農作業従事日数、集団化、効率的かつ総合的な利用に係る地域調和要件のいずれも抵触しないと認められます。従いまして、いずれの申請地も農地以外の目的で贈与されるものではありません。以上のことから許可要件の全てを満たしていると判断し、申請が許可相当と考えます。以上で報告を終わります。

議 長 ただ今、調査員の報告が終わりました。質疑に入ります。御質疑ございませんか。

委 員 （なしの声あり）

議 長 ないようですので、採決いたします。
議案第39号については、原案のとおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。

委 員 （全委員挙手）

議 長 賛成全員であります。議案第39号は、原案のとおり許可するこ

とに決定いたします。

議長 次は、議案第４０号「農用地利用集積等促進計画案（農地中間管理権設定）の意見決定について」、農業経営基盤強化促進法第１８条第１項に基づき市長部局より提出されましたので、当委員会の意見について審議を求めるものでございます。

なお、農業委員会等に関する法律第３１条に「議事参与の制限」に関する議案は、受理番号２４５番から２５１番です。まず、議事参与を除く案件について審議いたします。事務局の内容説明をお願いします。

福永主幹 議案第４０号を説明いたします。資料は２５ページから３３ページをご覧ください。今月の申請は、田：５０，８０１㎡、畑２６，９９７㎡、合計７７，７９８㎡の申請がありました。

中間管理権設定４８件中、認定農業者等に係る分は３７件です。議事参与案件を除く案件について説明いたします。

議事参与案件を除く受理番号２４４番、２５２番から２９１番については、申請内容を農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第５項各号の規定に基づき農用地利用の集積等促進計画を審査いたしました結果、申請は許可要件の全てを満たしていると判断し、提案いたしました。以上で、説明を終わります

議長 ただ今、事務局の説明が終わりました。質疑に入ります。御質疑ございませんか。

委員 （なしの声あり）

議長 ないようですので、採決いたします。議事参与案件を除く、受理番号２４４番、２５２番から２９１番につきまして、意見決定することに賛成の方の挙手を求めます。

委員 （全委員挙手）

議長 賛成全員であります。議事参与案件を除く、受理番号２４４番、２５２番から２９１番につきまして、原案のとおり意見決定されました。

議 長 次に、受理番号２４５番から２５１番に係る議事参与案件について審議に入ります。木場委員は農業委員会等に関する法律第３１条「議事参与の制限」を受けますので、退席をお願いします。

木場委員 (退席・退室)

議 長 受理番号２４５番から２５１番につきまして、事務局の内容説明をお願いします。

福永主幹 農業委員会等に関する法律第３１条「議事参与の制限」を受ける議案第４０号受理番号２４５番から２５１番に係る利用権を設定する者が、当委員会農業委員の木場委員です。それでは、内容を説明いたします。

資料は、２６ページから２７ページをご覧ください。申請内容を農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第５項各号の規定に基づき農用地利用の集積等促進計画を審査いたしました結果、申請は許可要件の全てを満たしていると判断し提案いたしました。以上で、説明を終わります。

議 長 ただ今、事務局の説明が終わりました。質疑に入ります。御質疑ございませんか。

委 員 (なしの声あり)

議 長 ないようですので、採決いたします。受理番号２４５番から２５１番に係る議事参与案件は、原案のとおり意見決定することに賛成の方の挙手を求めます。

委 員 (全委員挙手)

議 長 賛成全員であります。議案第４０号「農用地利用集積等促進計画案（農地中間管理権設定）の意見決定について」は、原案のとおり意見決定されましたので薩摩川内市長へ許可意見を付して書類送達することといたします。木場委員の入室をお願いします。

木場委員 (入室)

議長 以上で、本日の議案審議は全て終了いたしました。
次は、会次第 7 のその他に入ります。
8 月の申請等現地調査及び総会の日程について事務局の説明をお願いします。

梶原代理 8 月行事予定（案）について説明いたします。お手元に配付しております行事予定（案）をご覧ください。

7 日（金）が支所地域の現地調査、10 日（月）が本庁の現地調査、調査員は記載のとおりです。

また、議案提出状況により調査コース、時間等の調整を事務局で行い連絡いたします。甕島地域におかれましても、同様に調整をお願いいたします。

川内地域については、申請が多い場合は 3 班体制で、本庁・支所のいずれも午前中までは終了の形をとります。

川内地域は、午前 8 時 30 分までに農業委員会事務局にご集合ください。次に、支所班は、各支所で集合解散とし、いずれも午前中までには終了予定です。

それから、下段に記載の 8 月総会は 8 月 25 日（火）午後 1 時から、SS プラザ川内の 3 階第 301 から第 303 会議室を予定しています。また、裏面は 8 月から 10 月の行事予定を記載してあります。

先にお配りした行事予定から変更や追加のあった箇所は網かけしておりますので、ご確認をお願いします。

主な行事について、説明いたします。

8 月 3 日（月）に、第 8 回薩摩川内市都市計画マスタープラン策定委員会が SS プラザで開催され、上小川委員が出席予定です。

また、同日、令和 8 年度北薩地域農業を語る会が現地研修を阿久根市、室内研修を出水市で開催され、会長・局長が出席予定です。

同月 19 日（水）に、農地等利用最適化推進施策に関する意見書提出を会長から市長へ意見提出する予定しておりましたが、市長が出張となり、20 日（木）の 16 時からに変更になりましたので、訂正をお願いします。

同月 21 日（金）第 37 回都市計画審議会が本庁 601 会議室で開催され、木場代理が出席予定です。

9 月 17 日に、令和 8 年度地域別最適化推進会議が、阿久根市民交流センターで開催されます。

その他の行事につきましては、後ほどご確認いただき、今後の予定等にお役立てください。以上で説明を終わります。

議 長 ただ今、事務局の説明が終了しましたが、この件についてご質問、ご意見等はございませんか。

委 員 （なしの声あり）

議 長 そのほかに、全体的に何かございませんか。

委 員 （なしの声あり）

議 長 事務局から何かございませんか。

（今月は特になし）

議 長 ただ今、事務局の説明が終了しましたが、この件についてご質問、ご意見等はございませんか。

委 員 （なしの声あり）

議 長 そのほかに、ほかに何かございませんか。

委 員 （なしの声あり）

議 長 これをもちまして第４回薩摩川内市農業委員会総会を閉会いたします。

梶原代理 皆さん、ご起立下さい。
 一同、礼
 「閉 会」

【終了 １４：０５】